

【報告】特殊車両取締りを実施しました！

実施日

- ・平成29年3月2日(木) 午前9:00～11:00

実施場所

- ・福岡市東区みなと香椎2・3丁目(アイランドシティ)

実施内容

- ・道路法では、道路構造の保全と交通の危険防止のために、一定の大きさ、重さを超える車両(特殊車両)が道路を通行する場合には、道路管理者の許可が必要となります。**許可を受けずに特殊車両を通行させている者、または道路管理者が許可するにあたり付した条件に違反して通行させている者**に対して、法令遵守の意識向上を促すため、福岡県警東警察署の協力のもとに、取締りを実施しました。

対象車両

- ・海上コンテナ車およびタンクローリー等の特殊車両

取締り結果

取締り実施台数 19台(うち違反警告車両4台)

風景

